

仕様書

水産庁 北海道漁業調整事務所

1. 件名

サイドスキャンソナー等賃貸借

2. 業務概要

本仕様書は、下記の業務から構成される、水産庁漁業取締船1隻（以下、取締船という。）において使用するサイドスキャンソナー等の借上げに適用する。

- (1) 取締船へのサイドスキャンソナー等の賃貸借
- (2) 取締船へのサイドスキャンソナー等の輸送（発送場所から設置場所への納入及び返却）
- (3) 設置場所における艀装支援

3. サイドスキャンソナー等の規格及び数量

- (1) サイドスキャンソナー等は下記の機器類又は同等品とする。

米国 EdgeTech 社製 4205 型又は 4200 型曳航体	1 台
米国 EdgeTech 社製 曳航ケーブル	1 式
米国 EdgeTech 社製 トップサイドプロセッサー	1 台
デンマーク MacArtney Offshore Solutions A/S 社製 Cormac M5 ウィンチ	1 台

- (2) 上記 (1) の同等品を用いる場合には、下記の要件を満たすこと。

- ① サイドスキャンソナー等は、海中の曳航体から送信される音響データを処理・表示するための専用ソフトウェアがインストールされた PC を用いて、探査結果をリアルタイムで見ることが可能であること。
- ② 高画質なソナー映像・画像を得るため、曳航体には、複数の音波を用いて海底を広範囲に探査可能な機器を搭載してあること。
- ③ 異なる周波数を同時に送受信可能であること。ただし、海底に設置された漁具等の探知のため、周波数が 400 キロヘルツ以上の音波を使用可能であること。
- ④ 海底に設置されている漁具の幹縄に曳航体（ソナー）が絡むこと等が考えられるため、曳航体には安全ピン等の有効な回収機能が施された機種であること。
- ⑤ 曳航体は、水深 500 メートル以上で稼働できる耐圧性能を有していること。
- ⑥ 曳航ケーブルは、海中の曳航体から PC に音響データを確実に送信できる耐圧性を有した形状・材質で製作されているものとし、全長 300 メートル以上のものとする。
- ⑦ ウィンチは、全長 300 メートル以上の曳航ケーブルを巻き取り可能なものとし、リモートコントロール及びレベルワインダーを備えた、奥行 0.7 メートル程度、高さ 1.2 メートル程度、幅 1.1 メートル程度、重さ 1 トン未満のものとする。また、ウィンチからケーブルの繰り出し量を測定する線長計を附属させること。

4. 輸送

- (1) 輸送にあたっては安全に十分配慮すること。なお、輸送中の損傷事故に関しては一切の責任を負うこと。
- (2) 輸送中に破損が生じた場合は、速やかに修理又は新品交換を行うこと。

5. 艀装支援

- (1) ウインチ設置は当該取締船乗組員（以下、取締船乗組員という。）の指示に従い実施すること。
- (2) 艀装支援時は、取締船乗組員と十分協議の上、誠実丁寧に対応すること。
- (3) 艀装時の事故防止、防火及び保安に関しては万全の処置を講じること。なお、艀装中の損傷事故に関しては一切の責任を負うこと。
- (4) サイドスキャンソナー等は、受注者が納入時に使用可能な状態に設定すること。
- (5) サイドスキャンソナー等は、海中で容易に脱落しない構造のものであること。
- (6) 返却時の注意事項については、受注者が取締船乗組員に対して前もって説明すること。

6. 借上予定期間

- (1) サイドスキャンソナー及びウインチ：履行期間のうち当該取締船への設置期間6日間（うち4日間海上での使用）※輸送期間は含まない。
- (2) 機器輸送：1往復
- (3) 艀装支援：1日（取付時）
※取り外しは取締船乗組員において実施する。
※（1）～（3）において、取締船乗組員の責めに帰さない事由により使用期間等が延長した場合、延長分の使用料を負担すること。

7. 責任の所在

サイドスキャンソナー等について、いかなる場合を問わず、故障又は紛失や、取締船船体への損害が生じた場合には、受注者がこれを補償すること。

ただし、当該故障又は紛失が取締船乗組員の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

8. 設置場所

北海道稚内港に停泊する当事務所が指定する取締船

※詳細は担当職員と協議の上決定する。

9. 履行期間

令和8年6月29日～令和8年12月28日

※7月下旬に設置予定。詳細日程は担当職員と協議の上決定する。

10. 履行期限

令和8年12月28日

11. 環境負荷低減の取組

(1) 環境関係法令の遵守

受注者は、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者（受託者）は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

①環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

②エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

③臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

- ④廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- ⑤工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。
- ⑥みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

12. その他

- (1) 本業務により知り得た情報は第三者に漏えいしてはならない。秘密保全については当庁の指示に従うこと。
- (2) 機器の納入時に、日本人技術者が艀装補助や画像収録の指導を行うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、担当職員と協議の上対応すること。また、機器の品質については履行期間保証すること。